

(証券コード9351)
平成26年6月9日

株 主 各 位

東京都中央区晴海一丁目8番8号
東 洋 埠 頭 株 式 会 社
代表取締役社長 原 匡 史

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月25日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区晴海一丁目8番10号
オフィスタワーX貸会議室2 （晴海トリトンスクエア X棟5階）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第103期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第103期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社のウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
 - ウェブサイト掲載分につきましてはご希望される株主様には郵送またはFAX送信させていただきますので当社総務部（03-5560-2701）までお申し出ください。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎当社ウェブサイト <http://www.toyofuto.co.jp>

(添付書類)

事業報告

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済は、外需は低迷しているものの、内需は引続き好調で、景気回復基調で推移しました。一方、海外経済も、減速してはいますが、米国、欧州、アジアとも、概ね穏やかな回復基調で推移しました。

当埠頭・倉庫業界においては、国内の荷動きは回復してきていますが、夏場から年度末にかけて落ち込むなど、不安定な状況が続いております。

こうした事業環境の中、当社グループは新規集荷を目指し、営業体制を強化するため、新物流倉庫の建設や青果物の附帯サービス施設の拡充などの新規投資を積極的に行いました。しかし、円安の影響により、輸入青果物を初めとして倉庫貨物の取扱量が減少しました。また、ばら積み貨物の取扱量も減少したこと等により、グループ全体では、営業収入、営業利益、経常利益とも前期実績を下回りました。さらに、2月15日の記録的な大雪による東京支店立川営業所の屋根の一部崩落に伴う特別損失を10億3千7百万円計上したことにより、最終的に当期は純損失となりました。

当期の営業収入は327億1千7百万円(前期比7億4千3百万円、2.2%の減収)、営業利益は11億5千6百万円(前期比4億9百万円、26.1%の減益)、経常利益は11億2千2百万円(前期比3億8千7百万円、25.6%の減益)となりましたが、最終損益は1億5千万円の純損失(前期は7億9千9百万円の純利益)となりました。

セグメントの概況は次のとおりです。

※以下の営業収入および営業利益は、セグメント間の取引を含んでいます。

○国内総合物流事業

《倉庫業》

倉庫業における入出庫数量は、337万トン（前期345万トン）、平均保管残高は、25万トン（前期27万トン）でした。

一般貨物では、米、木材の取扱いは増加したものの、合成樹脂や紙製品などが大きく減少したため、全体で前年より減少しました。

輸入青果物は、パイナップル、キウイなどは堅調でしたが、バナナが大きく減少したため、前期の取扱いを下回りました。

倉庫業の営業収入は、100億6千万円となり、前期比1.5%の減収となりました。

《港湾運送業》

ばら積み貨物の埠頭取扱量は、518万トン（前期530万トン）でした。

穀物類は、鹿島地区での取扱いは増加しましたが、川崎・志布志両地区での取扱いが減少したため、全体では前年を下回る取扱いとなりました。石炭類は、豊洲地区での取扱いは増加しましたが、川崎地区での取扱いが大きく減少したため前期より取扱いが減少しました。

その他のばら積み貨物は、ガラス原料や残土の取扱いが大きく増加するなど、全般的に取扱いが増加しました。

ばら積み貨物以外の一般貨物は、輸入青果物、紙製品ともに前期を下回りました。

コンテナ取扱数量は、常陸那珂地区で減少したものの、新規航路が開設となった東扇島地区で増加し、全体では前期を上回る取扱いとなりました。

港湾運送業の営業収入は、73億4千5百万円となり、前期比0.5%の減収となりました。

《自動車運送業》

自動車運送業務は、ほぼ前期並みとなり、営業収入は、59億8千1百万円となり、前期比0.6%の増収となりました。

《その他の業務》

その他の業務では、物流関連施設の賃貸業務及び工場構内作業が、前期の実績を下回りました。

その他の業務の営業収入は、68億2百万円となり、前期比3.4%の減収となりました。

以上の結果、国内総合物流事業全体の営業収入は、301億8千9百万円となり、前期比1.3%の減収、営業利益は11億6百万円となり、前期比24.7%の減益となりました。

○国際物流事業

当セグメントは、連結子会社である株式会社東洋トランスとロシアの現地法人である〇〇〇東洋トランス、〇〇〇TB東洋トランスの3社で構成されています。

ロシア経済は、2013年に入り、設備投資の減少や天然資源輸出の減少により、内・外需ともに厳しい状況となり、大幅に減速しました。これに伴い当社グループのロシア現地法人においても取扱いが減少し、前期実績を下回りました。

国際物流事業における営業収入は、26億3千7百万円となり、前期比9.8%の減収、営業利益は4千万円となり、前期比52.6%の減益となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成・取得した主要設備
 - ・川崎支店 物流倉庫（延床面積16,760㎡）
 - ・東京支店 庫内改修工事（立川営業所）
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
該当なし
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当なし

(3) 資金調達の状況

社債や新株式発行等による資金調達はありません。

金融機関からの借入れによって資金調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

平成26年度の日本経済は、消費税増税による成長率の鈍化は避けられないものの、経済政策による下支え、輸出、設備投資の増加等により、後退局面入りは避けられると予想されています。また、世界経済に目を向けると、米国、欧州、アジア経済とも、引続き緩やかながら回復基調が続く見通しですが、米国における早期の量的緩和策の終了観測の高まり、ウクライナ情勢の深刻化、エネルギー価格の高騰等の下振れリスクも依然として存在する状況にあります。

埠頭・倉庫を含めた物流業界においては、景気の回復により物流量の増加が見込まれるものの、エネルギーコスト上昇にともなう費用負担も大きく、未だ景況感の好転は感じられない状況です。円安により輸出の増加がある一方、輸入の減少もあり、当面の経営環境は厳しいまま推移することが予想されます。

そのため当社グループは、グループ各社の結束をさらに強め、高い物流品質を維持し、より良いサービスを提供できるよう努めてまいります。また、今後も全社で営業拡大を図ってまいります。その一環として、鹿島支店、博多支店では新たな業務を開始いたしました。さらに、これまで同様、厳しい環境下で確実に利益を確保するため、業務の更なる効率化・合理化を進めてまいります。その施策のひとつとして、今期、情報システムの再構築に着手いたしました。

設備面では、川崎支店に16,760㎡の物流倉庫を建設、昨年10月から稼働を開始いたしました。また、東京支店立川営業所庫内に輸入青果物用設備を設置いたしました。さらに、現在、川崎支店にバイオマス発電用燃料取扱いのための施設を計画中で、来年7月稼働を目指しています。このように今後も適時、経営基盤を拡充し、収益向上に努めてまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	平成22年度 第100期	平成23年度 第101期	平成24年度 第102期	平成25年度 第103期 (当期)
営業収入 (百万円)	31,231	34,484	33,461	32,717
経常利益 (百万円)	1,298	1,536	1,509	1,122
当期純利益 (△は当期純損失) (百万円)	75	973	799	△150
1株当たり当期純利益 (円) (△は1株当たり当期純損失)	0.97	12.63	10.38	△1.95
総 資 産 (百万円)	41,928	41,669	40,210	41,120

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	平成22年度 第100期	平成23年度 第101期	平成24年度 第102期	平成25年度 第103期 (当期)
営業収入 (百万円)	25,976	29,097	27,659	27,449
経常利益 (百万円)	1,123	1,560	1,397	1,010
当期純利益 (△は当期純損失) (百万円)	△93	893	758	△171
1株当たり当期純利益 (円) (△は1株当たり当期純損失)	△1.21	11.57	9.81	△2.22
総 資 産 (百万円)	39,977	39,615	38,311	39,125

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社東洋埠頭青果センター	100百万円	当社の出資比率 100%	港湾運送業、倉庫業
株式会社東洋トランス	100	同 100	航空貨物代理店業、国際複合一貫輸送業
東京東洋埠頭株式会社	50	同 100	一般貨物荷役業、特定労働者派遣事業
鹿島東洋埠頭株式会社	30	同 75.5	港湾運送業、一般貨物荷役業
志布志東洋埠頭株式会社	20	同 90	港湾運送業、一般貨物荷役業、自動車運送業、倉庫業
東永運輸株式会社	20	同 100	自動車運送業
〇〇〇東洋トランス	1,000万ルーブル	同 100%	倉庫業、国際複合一貫輸送業
〇〇〇TB東洋トランス	145	同 100	通関業、輸送業

(7) 主要な事業内容

当社グループは、国内総合物流事業、国際物流事業の二つの事業別セグメントで構成されております。

各事業の概要は次のとおりです。

① 国内総合物流事業

倉庫業： 倉庫施設（普通倉庫、サイロ、青果物倉庫、冷蔵倉庫等）における貨物の保管並びに出入庫作業および荷捌作業を主とする業務

港湾運送業： 大型荷役機械を使用するパラ貨物の海陸一貫作業や本船荷役作業、ターミナルでのコンテナ取扱作業などを主とする業務

自動車運送業： 貨物自動車等による輸配送を主とする業務

その他の業務： 海上運送や通関、施設賃貸や工場構内作業を主とする業務

② 国際物流事業

東洋トランスとロシア現地法人である〇〇〇東洋トランス、〇〇〇TB東洋トランスによる国際輸送、倉庫、通関を主とする業務

(8) 主要な営業所

本店：東京都中央区晴海一丁目8番8号

支店：東京支店（東京都）・川崎支店（神奈川県）・東扇島支店（神奈川県）・大阪支店（大阪府）・博多支店（福岡県）・鹿島支店（茨城県）・志布志支店（鹿児島県）

事業所：大井事業所（東京都）

重要な子会社：株式会社東洋埠頭青果センター（大阪府）・株式会社東洋トランス（東京都）・東京東洋埠頭株式会社（東京都）・鹿島東洋埠頭株式会社（茨城県）・志布志東洋埠頭株式会社（鹿児島県）・東永運輸株式会社（大阪府）・〇〇〇東洋トランス（モスクワ）・〇〇〇TB東洋トランス（モスクワ）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
国内総合物流事業	623名	18名増
国際物流事業	101名	16名減
合 計	724名	2名増

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
287名	3名増

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,810 百万円
株式会社みずほ銀行	3,810
株式会社日本政策投資銀行	3,552
農林中央金庫	1,391
第一生命保険株式会社	1,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 258,300,000株
- (2) 発行済株式の総数 77,400,000株
- (3) 株主数 7,788名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
第一生命保険株式会社	6,690 千株	8.66 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,875	5.01
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,428	4.43
株式会社みずほ銀行	3,428	4.43
朝日生命保険相互会社	2,667	3.45
東京海上日動火災保険株式会社	2,150	2.78
明治安田生命保険相互会社	2,078	2.69
太陽生命保険株式会社	2,006	2.59
芝海株式会社	1,573	2.03
渡辺倉庫株式会社	1,500	1.94

(注) 持株比率は自己株式（157,000株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	鈴 木 毓 夫	
代 表 取 締 役 長 取 締 役 社 長	三 浦 等	
取 締 役	原 秀 敏	川崎支店長
取 締 役	原 匡 史	業務部長兼港運部長兼営業部、青果営業部、国際営業部担当
取 締 役	萩 原 卓 郎	経理部長兼情報システム部、施設部担当
監 査 役 (常 勤)	茂 木 有 司	
監 査 役	露 木 繁 夫	第一生命保険株式会社 取締役専務執行役員
監 査 役	加 藤 朋 行	

- (注) 1. 監査役 露木繁夫氏および加藤朋行氏は、社外監査役であります。
 2. 監査役 加藤朋行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 3. 当社は、監査役 露木繁夫氏および加藤朋行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 執行役員の氏名等

氏 名	地 位 お よ び 担 当
原 秀 敏	常務執行役員 川崎支店長
原 匡 史	常務執行役員 業務部長兼港運部長兼営業部、青果営業部、国際営業部担当
高 沢 由 二	常務執行役員 鹿島支店長
萩 原 卓 郎	執行役員 経理部長兼情報システム部、施設部担当
相 座 政 夫	執行役員 総務部長兼業務監査部担当
白 井 邦 良	執行役員 東扇島支店長
山 口 哲 生	執行役員 大阪支店長
西 修 一	執行役員 志布志支店長
鈴 木 康 司	執行役員 博多支店長
坂 本 啓 則	執行役員 東京支店長
大 野 武 一	執行役員 経営企画部長

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	6名	132百万円
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	28百万円 (9百万円)
合計 (うち社外役員)	9名 (2名)	160百万円 (9百万円)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注) 2. 取締役の報酬等の総額のほか、平成17年6月29日開催の第94回定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金を次のとおり支給しております。

取締役1名 2百万円

平成17年7月以降、役員退職慰労引当金の新規の積み立てを停止しており、上記の支給額は、当該退任取締役の取締役就任時から平成17年6月までの在任中の労に報いるためのものであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社と当該他の会社との関係

・監査役 露木繁夫氏は、当社の筆頭株主である第一生命保険株式会社の取締役専務執行役員であります。当社と同社との間には金銭借入等の取引があります。

② 当事業年度における主な活動状況

・監査役 露木繁夫氏は、当該事業年度に開催された取締役会15回のうち12回、監査役会7回のうち6回に出席しております。他社における経営者としての立場および当社の株主としての立場から意見を述べ、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・監査役 加藤朋行氏は、当該事業年度に開催された取締役会15回、監査役会7回すべてに出席しております。公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役 露木繁夫氏および加藤朋行氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34 百万円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34 百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の職務の執行が独立性の保持または監査の適正を欠くと判断した場合、監査役会と連携をとり、解任または不再任の決定を行う方針です。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスを最重要課題の一つとして職務の執行に当たるよう教育、指導を徹底する。

イ. コンプライアンス委員会の活動については、取締役会、監査役会に報告する。

ウ. 当社及びグループ各社は企業の社会的責任を十分認識し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては法令に則し毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議、執行役員会等の議事録及び職務執行に関する重要な稟議書等の文書は、法令及び当社の文書規程に基づいて管理、保存する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. 事業上のあらゆるリスクに対処し、リスク全般を統括する組織として、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、予防対策及び有事の対策を講じる。
 - イ. リスク管理委員会の下部組織としてリスク管理に関するワーキンググループを組織し、各事業所におけるリスクの把握、対策等を講じる。
 - ウ. 特に人命尊重、安全の確保には重点を置き、「全社ゼロ災推進本部」「支店ゼロ災推進本部」を設置し、ゼロ災活動を強化する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社は、経営の効率化を図り、コーポレート・ガバナンスを強化するため、執行役員制度を導入している。取締役会は迅速な意思決定と経営の監督を掌ることとし、取締役会の決定に基づき執行役員が業務執行を迅速且つ効率的に行っていく。
 - イ. 毎月定例の取締役会のほか、必要に応じて取締役会を開催して迅速に意思決定し、機動的に業務を執行する体制とする。
 - ウ. 経営会議を臨機に開催して、業務執行上の重要課題について掘り下げて議論し、戦略を練る。
 - エ. 毎月執行役員会及び全国支店長会議を開催し、業務執行状況を確認するとともに経営方針の徹底を図る。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 使用人の職務の執行に当たっては、会社職制規程、職務分掌規程に従って責任体制、担当範囲を明確にする。
 - イ. 内部監査として業務監査部が定期的に業務監査を実施し、各業務の適法性について監査する。
 - ウ. コンプライアンス委員会が、随時コンプライアンスについて教育、広報を行う。
 - エ. 「行動の指針」を実践し、関係法令、社会のルールを遵守することを徹底する。
- ⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社のコンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括し、推進していくとともに、企業グループ各社にコンプライアンス推進責任者を置き、グループ各社のコンプライアンスを推進する。
 - イ. グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ当社が予算管理を行うとともに、定期的に業務執行状況の報告を求め、また重要案件の事前協議を実施する。
 - ウ. 当社の業務監査部が定期的にグループ各社の業務監査を実施し、適法性について監査する。

エ. 当社の監査役とグループ各社の監査役がグループ内の業務の適正を図るための連携を図る。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から補助すべき使用人を必要とする旨申し出があった場合は、監査役と協議して補助すべき使用人を業務監査部の要員の中から選任する。

- ⑧ 監査役スタッフである使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事考課等は、監査役と協議して行う。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

イ. 取締役又は使用人は、業務執行に関する重要事項について監査役に報告する。

ウ. 業務監査部は、業務監査の結果を監査役に報告する。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 監査役は、主要な稟議書及び業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人から説明を求めることができる。

イ. 常勤監査役は取締役会のほか経営会議、執行役員会及び全国支店長会議をはじめ重要な会議に出席する。

ウ. 監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行い連携を図っていく。

エ. 監査役は、業務監査部と連携を図りながら監査を行う。

オ. 監査役会は、定期的に社長と面談し、意見の交換を行う。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,018	流 動 負 債	11,944
現金及び預金	1,843	営業未払金	2,792
受取手形及び営業未収入金	3,741	短期借入金	6,028
原材料及び貯蔵品	137	リース債務	28
前払費用	159	未払金	631
繰延税金資産	597	未払法人税等	328
その他	543	災害損失引当金	1,000
貸倒引当金	△ 5	設備関係支払手形	124
		その他	1,010
固 定 資 産	34,101	固 定 負 債	11,074
有形固定資産	26,571	長期借入金	8,775
建物及び構築物	15,923	リース債務	23
機械及び装置	2,045	繰延税金負債	3
船舶及び車両運搬具	94	退職給付に係る負債	1,500
工具、器具及び備品	79	役員退職慰労引当金	60
土地	8,360	資産除去債務	563
リース資産	37	その他	146
建設仮勘定	30	負 債 合 計	23,019
無形固定資産	182	純 資 産 の 部	
リース資産	19	株 主 資 本	17,380
その他	163	資本金	8,260
投資その他の資産	7,347	資本剰余金	5,182
投資有価証券	5,398	利益剰余金	3,992
長期貸付金	31	自己株式	△ 55
繰延税金資産	273	その他の包括利益累計額	663
その他	1,710	その他有価証券評価差額金	858
貸倒引当金	△ 66	為替換算調整勘定	35
資 産 合 計	41,120	退職給付に係る調整累計額	△ 229
		少 数 株 主 持 分	56
		純 資 産 合 計	18,100
		負 債 純 資 産 合 計	41,120

(百万円未満切捨)

連結損益計算書

(自 平成25年 4月 1日)
(至 平成26年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
営業収入		32,717
営業原価		29,868
営業総利益		2,848
販売費及び一般管理費		1,691
営業利益		1,156
営業外収益		282
受取利息	4	
受取配当金	96	
受取地代家賃	83	
その他	97	
営業外費用		316
支払利息	241	
持分法による投資損失	60	
その他	14	
経常利益		1,122
特別利益		7
固定資産売却益	7	
特別損失		1,084
固定資産除却損	33	
投資有価証券評価損	13	
災害による損失	37	
災害損失引当金繰入額	1,000	
税金等調整前当期純利益		44
法人税、住民税及び事業税	546	
法人税等調整額	△365	181
少数株主損益調整前当期純損失		136
少数株主利益		13
当期純損失		150

(百万円未満切捨)

連結株主資本等変動計算書

(自 平成25年 4月 1日)
(至 平成26年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額				少数株主 持 分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 値 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係る累計額	その他の包括 利益累計額 合 計		
当 期 首 残 高	8,260	5,182	4,529	△53	17,918	536	35	—	572	42	18,533
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当			△386		△386						△386
当期純損失(△)			△150		△150						△150
自己株式の取得				△1	△1						△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						321	△0	△229	91	13	105
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△536	△1	△538	321	△0	△229	91	13	△433
当 期 末 残 高	8,260	5,182	3,992	△55	17,380	858	35	△229	663	56	18,100

(百万円未満切捨)

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,399	流動負債	11,747
現金及び預金	1,745	営業未払入金	2,527
受取手形	17	短期借入金	3,668
営業未入金	3,317	長期借入金 (一年以上返済済)	2,885
原材料及び貯蔵品	128	リース債	28
前払費用	147	未払金	575
立替金	255	未払費用	381
短期貸付金	124	未払法人税等	260
繰延税金資産	557	預り金	94
その他	109	災害損失引当金	1,000
貸倒引当金	△ 4	設備関係支払手形 その他	124
固定資産	32,725	固定負債	10,135
有形固定資産	26,395	長期借入金	8,749
建物	13,049	リース引当金	22
構築物	2,954	退職給付引当金	623
機械及び装置	1,973	役員退職慰労引当金	45
車両運搬具	18	資産除去債	563
工具、器具及び備品	58	その他	130
土地	8,275	繰延税金負債	1
リース資産	35	負債合計	21,883
建設仮勘定	30	純資産の部	
無形固定資産	175	株主資本	16,397
ソフトウェア	31	資本金	8,260
港湾等施設利用権	107	資本剰余金	5,182
その他の施設利用権	17	資本準備金	4,276
リース資産	19	その他資本剰余金	905
投資その他の資産	6,154	利益剰余金	2,985
投資有価証券	4,473	その他利益剰余金	2,985
関係会社株式	326	固定資産圧縮積立金	310
長期貸付金	1,686	買換資産積立金	456
従業員長期貸付金	30	別途積立金	670
差入保証金	237	繰越利益剰余金	1,547
長期前払費用	879	自己株式	△ 29
その他	129	評価・換算差額等	843
貸倒引当金	△ 1,608	その他有価証券評価差額金	843
資産合計	39,125	純資産合計	17,241
		負債純資産合計	39,125

(百万円未満切捨)

損 益 計 算 書

(自 平成25年 4月 1日)
(至 平成26年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
営 業 収 入		27,449
営 業 原 価		25,195
営 業 総 利 益		2,253
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,082
営 業 利 益		1,171
営 業 外 収 益		305
受 取 利 息 及 び 配 当 金	124	
そ の 他	180	
営 業 外 費 用		465
支 払 利 息	247	
そ の 他	218	
経 常 利 益		1,010
特 別 利 益		0
固 定 資 産 売 却 益	0	
特 別 損 失		1,071
固 定 資 産 除 却 損	33	
災 害 に よ る 損 失	37	
災 害 損 失 引 当 金 繰 入 額	1,000	
税 引 前 当 期 純 損 失		61
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	462	
法 人 税 等 調 整 額	△352	109
当 期 純 損 失		171

(百万円未満切捨)

株主資本等変動計算書

(自 平成25年 4月 1日)
(至 平成26年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										評価・換算 差額等 その 他有 価 差 額	純資産 合 計		
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式			株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金									利 益 剰 余 金 合 計
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	買 換 資 産 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計					
当期首残高	8,260	4,276	905	5,182	316	467	670	2,088	3,542	△27	16,957	525	17,482	
当期変動額														
固定資産圧縮 積立金の積立					0			△0	—		—		—	
固定資産圧縮 積立金の取崩					△5			5	—		—		—	
買換資産積 立金の積立						0		△0	—		—		—	
買換資産積 立金の取崩						△11		11	—		—		—	
剰余金の配当								△386	△386		△386		△386	
当期純損失(△)								△171	△171		△171		△171	
自己株式の取得										△1	△1		△1	
株主資本以外の 項目の当期中の 変動額(純額)												318	318	
当期変動額合計	—	—	—	—	△5	△10	—	△541	△557	△1	△559	318	△241	
当期末残高	8,260	4,276	905	5,182	310	456	670	1,547	2,985	△29	16,397	843	17,241	

(百万円未満切捨)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月20日

東洋埠頭株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 橋 洋 史 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 南 山 智 昭 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋埠頭株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋埠頭株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月20日

東洋埠頭株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大橋洋史	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南山智昭	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋埠頭株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めその状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月26日

東洋埠頭株式会社 監査役会

監査役(常勤) 茂木有司 ⑩

監査役(社外監査役) 露木繁夫 ⑩

監査役(社外監査役) 加藤朋行 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、安定的に配当を継続するという基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金2円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、193,107,500円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（5名）は任期が満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴および当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	みうら ひとし 三浦 等 (昭和21年8月18日生)	昭和47年4月 当社に入社 平成12年6月 取締役鹿島支店長 平成17年6月 取締役常務執行役員川崎支店長 平成22年6月 代表取締役社長 平成26年4月 代表取締役会長（現任）	73,000株
2	はら まさ ふみ 原 匡史 (昭和34年11月12日生)	昭和60年4月 当社に入社 平成19年6月 経営企画室長 平成20年6月 経営企画部長 平成21年6月 執行役員経営企画部長 平成22年6月 取締役執行役員業務部長兼営業部、経営企画部担当 平成25年4月 取締役常務執行役員業務部長兼港運部長兼営業部、青果営業部、国際営業部担当 平成26年4月 代表取締役社長（現任）	35,000株
3	はら ひで とし 原 秀敏 (昭和27年5月3日生)	昭和51年4月 当社に入社 平成16年6月 東京支店長 平成19年6月 執行役員東京支店長 平成20年6月 執行役員営業部長 平成21年6月 取締役執行役員営業部長 平成22年6月 取締役執行役員川崎支店長 平成25年4月 取締役常務執行役員川崎支店長 平成26年4月 取締役常務執行役員港運部長兼国際営業部担当（現任）	49,139株
4	はぎ わら たく ろう 萩原 卓郎 (昭和34年9月15日生)	昭和57年4月 当社に入社 平成21年6月 執行役員経理部長 平成22年6月 取締役執行役員経理部長兼情報システム部、施設部担当 平成26年4月 取締役執行役員経理部長兼情報システム部担当（現任）	14,000株
5	やま ぐち てつ お 山口 哲生 (昭和32年7月20日生)	昭和56年4月 当社に入社 平成21年6月 博多支店長 平成22年6月 執行役員博多支店長 平成25年4月 執行役員大阪支店長（現任）	15,000株
6	にし しゅう いち 西 修一 (昭和36年1月16日生)	昭和61年11月 当社に入社 平成21年6月 志布志支店長 平成22年6月 執行役員志布志支店長 平成26年4月 執行役員川崎支店長（現任）	15,000株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、補欠監査役竹下正己氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
竹下正己 (昭和21年12月17日生)	昭和46年7月 弁護士登録 同年同月 原秀男法律事務所（現原合同法律事務所）に入所 平成21年4月 原合同法律事務所代表 現在に至る	0株

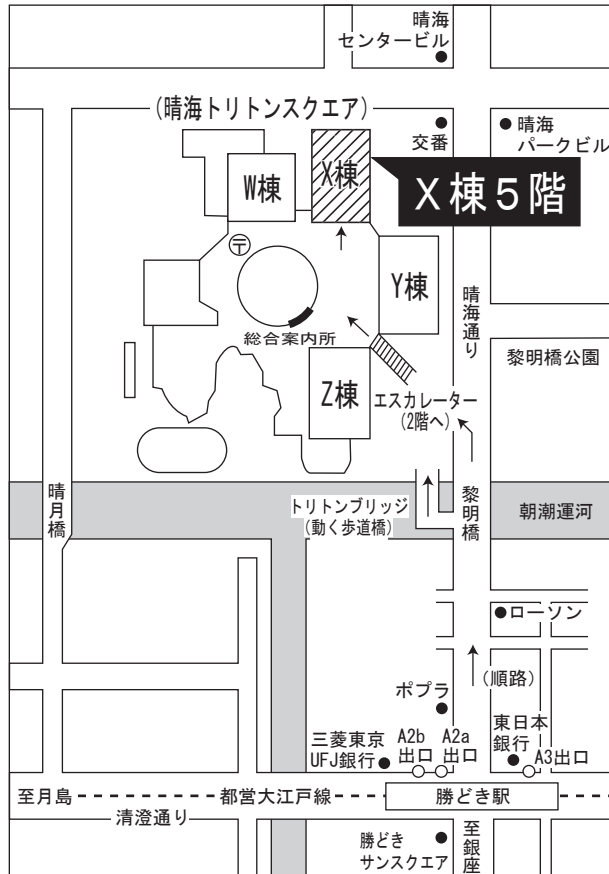
- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 竹下正己氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 竹下正己氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として会社法務に精通し、会社経営を統治する十分な見識を有しておられることから、補欠監査役候補者とするものであります。
4. 竹下正己氏が監査役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

メモ欄

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区晴海一丁目8番10号
晴海トリトンスクエア X棟 5階
オフィスタワーX貸会議室2
TEL (03) 5560-2701



都営地下鉄大江戸線 勝どき駅 (A2b出口) 下車
徒歩約10分